第 3412 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年12月 6日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 会計参与制度

Q：中小企業の計算書類の記載に正確性、信頼性を高める制度に会計参与制度というものがあると聞きました。どのような内容のものなのですか？

A：会計参与は、会社法で新しく設けられたもので、次のようなものです。

【解説】

会計参与は、会社法で新しく設けられたもので、税務上、役員として取り扱われます。

会計参与の職務は、他の取締役や執行役と共同して計算書類や付属明細書などを作成することのほか、次のようなことをしなければならないこととされています。

① 計算関係書類の作成
② 会計参与報告の作成
③ 株主総会における説明(株主の求めがあった場合)
④ 計算関係書類の備え置き
⑤ 株主・債権者への開示(株主・債権者の求めがあった場合)

会社に会計参与制度を設けるかどうかは任意ですが、設ける場合には定款の定めによることが必要で、選任は、株主総会で選任することになります。

なお、会計参与になれるのは、税理士(税理士法人を含む)及び公認会計士(監査法人を含む)に限られており、その報酬は、定款又は株主総会で定めることとなっています。